

霧が丘グリーンタウン第四住宅防災委員会細則

設定 平成 26 年 5 月 18 日
改正 平成 29 年 5 月 14 日

(名称)

第 1 条 この会は、霧が丘グリーンタウン第四住宅防災委員会(以下「防災委員会」という。)と称する。

(組織)

第 2 条 防災委員会は、霧が丘グリーンタウン第四住宅管理組合理約第 36 条第 6 項の専門委員会とする。自治会も活動・運営に参加・協力する。自治会の活動・運営に関しては管理組合と覚書を締結する。

(目的)

第 3 条 防災委員会は、霧が丘グリーンタウン第四住宅住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 防災委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- 二 地震に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- 三 防災訓練の実施に関すること。
- 四 地震の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- 五 防災資機材等の備蓄に関すること。
- 六 他組織との連携に関すること。
- 七 その他防災委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第 5 条 委員の選出は管理組合理事経験者と自治会役員経験者と公募により選出された人員から構成される。委員の任期は継続的活動の必要性から 2 年とし、再任することができる。但し、再任の場合の任期は以後 1 年単位とする。

(役員)

第 6 条 防災委員会に次の役員を置く。

- 一 委員長 1 名
 - 二 副委員長 若干名
 - 三 会計 1 名
- 2 役員は、委員の互選による。
- 3 役員の任期は、原則として 1 年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第 7 条 委員長は、防災委員会を代表し、会務を総括し、地震の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 会計は予算の計上・承認・遂行・報告等のすべての会計に関する管理・遂行業務を行い、親組織(管理組合)への報告を行う。

(会議)

第 8 条 防災委員会に、委員会及び役員会を置く。

(委員会)

第 9 条 委員会は、第 5 条の委員によって構成される。

- 2 管理組合理事会代表, 自治会運営委員会代表は委員長が招集する委員会に参加する。
- 3 委員会は月1回程度開催する。ただし, 特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 4 委員会は, 委員長が招集する。
- 5 委員会は委員の半数以上の参加者の出席で成立し, 協議は参加者の半数以上の賛成をもって決定する。

(役員会)

第 10 条 役員会は, 委員長, 副委員長, 会計及び班長によって構成する。

- 2 役員会は, 次の事項を審議し, 実施する。
 - 一 委員会に提出すべきこと。
 - 二 委員会により委任されたこと。
 - 三 その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第 11 条 防災委員会は, 地震による被害の防止及び軽減を図るため, 防災計画を作成する。

- 2 防災計画は, 次の事項について定める。
 - 一 地震の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - 二 防災知識の普及に関すること。
 - 三 災害危険の把握に関すること。
 - 四 防災訓練の実施に関すること。
 - 五 地震の発生時における情報の収集・伝達, 避難誘導, 出火防止, 初期消火, 救出・救護, 給食・給水, 災害弱者対策, 避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
 - 六 その他必要な事項

(会計)

第 12 条 防災委員会の運営に要する経費は, 管理組合及び自治会からの運営費をもってこれにあてる。経費支出(会計年度は4月1日から翌年3月31日)に関しては管理組合及び自治会に報告する。

(運営)

第 13 条 管理組合と自治会による共同管理で行う委員会とする。委員会の運営は委員によって運営される。管理組合と自治会は委員会の活動を支援し, 円滑に進むように協力する。

- 2 委員長は管理組合, 自治会によりそれぞれ要請があった場合, 管理組合の理事会, 自治会の運営委員会に出席し, 委員会の活動報告を行わなければならない。通常時の委員会の活動報告は管理組合理事会代表, 自治会運営委員会代表により, それぞれ管理組合, 自治会に報告する。

(施設・備品の使用)

第 14 条 委員会は, 災害に関して当住宅地内の対策, 実行及び関連した備品の使用を管理組合, 自治会より委任され, 委員会の判断・決断が優先される。

- 2 災害発生時, 管理組合の管理下にある建物, 諸施設, 敷地などの応急処置をする場合は, 管理組合理事会に事後報告することで対処する。また, 災害発生時は, 管理組合, 自治会の備品を事後報告で使用できる。

(付則)

- 1 この細則は, 平成 26 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 一削除一